

相模原市道路占用料徴収条例施行規則

昭和44年3月31日

規則第21号

改正 昭和50年3月31日規則第26号

昭和51年3月31日規則第23号

昭和54年3月31日規則第10号

昭和57年3月31日規則第23号

昭和60年4月1日規則第26号

平成6年1月21日規則第3号

平成6年3月18日規則第5号

平成6年3月31日規則第11号

平成7年2月15日規則第1号

平成7年5月26日規則第29号

平成8年12月19日規則第53号

平成15年4月1日規則第84号

平成16年3月31日規則第29号

平成22年3月31日規則第97号

平成23年3月31日規則第29号

平成25年3月29日規則第61号

平成25年12月27日規則第113号

平成28年3月31日規則第46号

平成29年3月31日規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、相模原市道路占用料徴収条例(昭和44年相模原市条例第15号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成25年規則113号〕)

(占用料の還付)

第2条 条例第4条第2項ただし書の規定により、占用料の還付を行う場合の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第4条第2項第1号又は第2号に該当するとき。 既納の占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消しの日又は占用できなくなつた日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額
- (2) 条例第4条第2項第3号に該当するとき。 その都度市長が定める額  
(一部改正〔昭和54年規則10号・57年23号・平成25年113号〕)  
(占用料の減免)

第3条 条例第5条の規定による占用料の減額又は免除は、別表に掲げる率で行うものとする。

2 前項の規定により占用料の減額又は免除を受けようとする者は、道路占用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申請書の提出を省略することができる。

- (1) 条例第5条第1号から第5号までに該当するとき。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者(以下「電気事業者」という。)が電柱の支柱若しくは支線又は架空の道路横断電線若しくは各戸引込電線の設置のために占用するとき。
- (3) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」という。)が電話柱の支柱若しくは支線又は架空の道路横断電線若しくは各戸引込電線の設置のために占用するとき。
- (4) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者がガスの各戸引込地下埋設管の設置のために占用するとき。
- (5) 水道又は下水道の各戸引込地下埋設管の設置のために占用するとき。  
(一部改正〔昭和51年規則23号・54年10号・57年23号・60年26号・平成6年3号・8年53号・15年84号・16年29号・22年97号・23年29号・25年113号・28年46号・29年56号〕)

(延滞金の減免)

第4条 条例第7条第4項の規定による延滞金の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 占用者が災害又は盗難により被害を受け、やむを得ない事情があると認められるとき。
- (2) 占用者が解散した法人又は破産手続開始の決定を受けた者で、やむを得ない事情があると認められるとき。

- (3) 占有者が納入通知書等の送達の実事を全く知ることができない正当な理由があると認められるとき。
  - (4) 占有者の責めに帰さない理由により、占有料の額が変更されたとき。
  - (5) 占有者がその事業について甚大な損失を受け、やむを得ない事情があると認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。
- 2 前項の規定により延滞金の減額又は免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、道路占有料延滞金減免申請書に減額又は免除を受けようとする事由を証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、当該申請書又は当該添付すべき書類の提出を省略することができる。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、速やかにその適否を決定し、延滞金の減額又は免除を、行うときは道路占有料延滞金減免決定通知書により、行わないときはその旨を申請者に通知するものとする。

（追加〔平成25年規則113号〕）

（道路占有料徴収職員証）

第5条 占有料の徴収に関する事務に従事する職員は、その職務を行うときは、道路占有料徴収職員証（別記様式）を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（追加〔平成25年規則61号〕、一部改正〔平成25年規則113号〕）

（様式）

第6条 この規則の規定により使用する書類の様式（別記様式を除く。）は、別に定める。

（追加〔平成22年規則97号〕、一部改正〔平成25年規則61号・113号〕）

（経過措置）

第7条 相模原市道路占有料徴収条例の一部を改正する条例（平成27年相模原市条例第94号）附則第3項の規定により、平成28年4月1日（以下「基準日」という。）前から引き続き占有している物件（以下「既占有物件」という。）に係る基準日以後の各年度の徴収すべき占有料の額（条例第5条の規定により占有料を減額した場合にあつては、当該減額後の占有料の額をいう。以下「徴収占有料額」という。）については、既占有物件ごとに算出した条例第2条に規定する占有料の額（条例第5条の規定により占有料を減額した場合にあつては、当該減額後の占有料の額）が前年度の徴収占有料額（当該年度の占有期間と当該年度の前年度の占有期間が異なる場合は、当該年度の占有期間に相当する期間の当

該年度の前年度の徴収占用料額)に1.2を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)  
を超える場合には、当該調整占用料額とする。

(全部改正〔平成28年規則46号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

(一部改正〔平成22年規則97号〕)

(経過措置)

- 2 この規則施行の日の前日までに、相模原市道路占用規則(昭和43年相模原市規則第19号)の規定により免除した占用料については、なお従前の例による。

(一部改正〔平成22年規則97号〕)

附 則(昭和50年3月31日規則第26号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月31日規則第23号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月31日規則第10号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日規則第23号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日規則第26号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に占用している物件に係る占用料の減免については、この規則による改正後の相模原市道路占用料徴収条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、日本電信電話株式会社法(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が設置した物件(改正後の規則の規定により100%減免されるものを除く。)の占用料については、当分の間、所要の減免措置を講ずることができる。この場合において、日本電信電話株式会社は、当該物件に係る道路占用料減免申請書を提出しなければならない。

附 則(平成6年1月21日規則第3号)

この規則は、平成6年1月24日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 18 日規則第 5 号）

この規則は、平成 6 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 31 日規則第 11 号）

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に占用料の減額を受けている電線類（架空の電線類を撤去して地中に設置するもの又は架空線がない道路において当初から地中に設置するものに限る。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器を含む。）に係る減額率については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 2 月 15 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 5 月 26 日規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 12 月 19 日規則第 53 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日規則第 84 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の相模原市道路占用料徴収条例施行規則の規定により定められた様式の内紙が残存するときは、当該内紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 29 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 97 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 29 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 61 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日規則第 113 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 46 号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第56号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（一部改正〔昭和50年規則26号・51年23号・54年10号・57年23号・60年26号・平成6年3号・5号・11号・7年1号・29号・8年53号・16年29号・22年97号・23年29号・25年61号・113号・28年46号〕）

占用物件		減額率 (単位%)
条例第5条第1号から第5号までに掲げる物件		100
条例第5条第6号に掲げる物件	道路の附属物を無償で添加している電柱及び電話柱	100
	公共的団体が設ける有線電話柱	100
	電柱又は電話柱の支柱及び支線	100
	受信障害を解消するために設ける有線テレビの電柱並びにその支柱及び支線並びに電線及び各戸引込電線	100
	公共的団体、電気事業者（小売電気事業者を除く。）又は認定電気通信事業者が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線	100
	架空の電線類を撤去し、地中に設置する場合における当該電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器を含む。）	89
	架空線がない道路において、当初から地中に設置する電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件（変圧器等の地上機器を含む。）	89
電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（地下に設ける電線その他の線類として占用料を徴収する	89	

ものに限る。)と一体不可分な物件(変圧器等の地上機器を含む。)		
パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局 その他これに類する小型の無線基地局		70
ガス、電気、電気通信(認定電気通信事業者が提供するものに限る。)、水道又は下水道の各戸引込地下埋設管		100
アーケード		100
駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場		75
駐車場(駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。)		50
添加広告のうち表裏2面に表示しているもの		30
建物、塀その他の道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突き出す広告のうち表裏2面に表示しているもの		30
添加広告のうち巻き付けたもの		50
各戸出入口として使用する通路及び通路橋(水路に蓋掛けした通路で隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なものを含む。)		100
バス停留所等標識	コミュニティ交通及び生活交通維持確保路線に係るもの	100
	上記以外のもの	50
バス停留所上屋及びベンチ		100
公の施設、場所等を示す標識類		100
カーブミラー		100
くず籠、灰皿、花壇、掲示板等で、営利目的がなく交通安全、道路の美化又は公衆の利便に著しく寄与するもの		100
かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利		100

用上必要な施設	
自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置 その他の器具	50
地上権等により道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の土地所有者の占有物件（地上権等設定の際、占用料徴収を前提としている場合を除く。）	100
上記以外のもの	その都度市長が定める率

別記様式（第5条関係）

（追加〔平成25年規則61号〕、一部改正〔平成25年規則113号〕）



別記様式（第5条関係）

（表）

第 号	
道路占用料徴収職員証	
写真	所 属 職 種 氏 名 生年月日
<p>上記の者は、相模原市道路占用料徴収条例(昭和44年相模原市条例第15号)第4条の規定による道路の占用料の徴収を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">相模原市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	

（裏）

相模原市道路占用料徴収条例(抜粋)
(占用料の徴収)
第4条 占用料は、占用の許可の日(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした日(当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日)が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から1月以内に納入通知書により徴収する。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。
2 (省略)
相模原市道路占用料徴収条例施行規則(抜粋)
(道路占用料徴収職員証)
第5条 占用料の徴収に関する事務に従事する職員は、その職務を行うときは、道路占用料徴収職員証(別記様式)を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(規格 縦5.4センチメートル、横8.5センチメートル)